

種まき 通信No.93

いつも市民派 ずっと無党派 小林じゅん子 議会だより

事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明9972-1

Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938

<http://junko.voicejapan.net/> メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日: 2025年9月30日

発行者: 小林純子

◆安曇野市議会9月定例会 小林じゅん子の一般質問◆ 中房・有明・穂高 まとめて国民保養温泉地へ ～国民保養温泉地 環境省の指定を取り戻そう～

安曇野市の中房渓谷には温泉の源泉がいくつもあり、旧有明村時代には、有明温泉として宮城(みやしろ)に引湯を試みましたが失敗、旧穂高町時代の昭和47年に穂高温泉供給が引湯に成功し、穂高温泉郷として発展してきました。

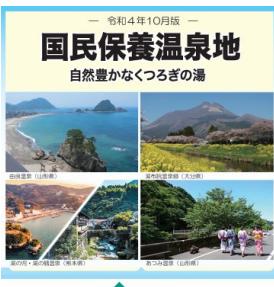
中房渓谷の源泉に近い有明荘を含めて、これら有明温泉・穂高温泉は昭和55年に国民保養温泉地に指定され、長く親しまれてきましたが、令和2年に国民保養温泉地の指定を返上しています。泉質も素晴らしい、自然環境にも恵まれ、安曇野の風景とともに、心身を癒す場としての価値は今も変わりません。国民保養温泉地の指定を返上したことは、安曇野市にとって大きな損失となっているので、再指定を目指すことを提案しました。

【小林質問】 中房渓谷には温泉の源泉が幾つもあり、旧有明村時代には有明温泉として、旧穂高町時代には引湯に成功し、穂高温泉郷として発展した。これら有明温泉、穂高温泉は昭和55年に環境省の国民保養温泉地に指定され、長く親しまれてきたが、令和2年に、なぜかその指定を返上した。その経緯は。

【商工観光スポーツ部長】 平成24年の法改正で選定基準が改まり、既存の温泉地計画の見直しが必要になったが、地元旅館組合の解散もあり、新たな計画策定に必要な協議会の設置などに向けて、機運が高まらなかっただけでなく、保護から自立への支援にも繋がった。

【小林質問】 指定の継続に当たり、市の取り組みが消極的だったのではないか。再度国民保養温泉地の指定を取得し、新たな形での温泉振興を目指してはどうか。

【商工観光スポーツ部長】 国民保養温泉地の指定をもう一度受けたいという温泉関係者、観光関係者からの機運が高まることが必要。現時点では、再度指定を受ける考えはない。



* 国民保養温泉地は、
ゆっくりと安らげる
温泉地です。

Q2.香害と化学物質過敏症への対策

【小林質問】 本市の小中学校も参加した実態調査によると、約10%が学校で香害による体調不良を経験し、そのうちの約2%が不登校傾向にあることが分かった。学校の香害を予防するために、児童生徒が健康管理のために記録してい

小林じゅん子は、この10月22日の任期満了をもって議員を引退します。これまでたいへんお世話になりました。一市民に戻りましても、市政や議会に関心を持ち続けてまいります。

いつも市民派!
ずっと無党派!



る健康調査票に、香害を含む化学物質過敏症に関する項目を追加して記入を促してはどうか。

【教育部長】 現状の様式の中に香害や化学物質過敏症の項目を追加できるか、今後検討していく。

「子どもの香害被害への対策を」記者会見&院内集会 ～香害をなくす議員の会と香害をなくす連絡会が協力して開催～

衆議院第2議員会館の会見場には議員と報道記者、当事者ら160名もの参加があり、香害について解説、学術調査結果、当事者の声なども紹介できて充実した集会となった。集会の最後に、「学校における香害および化学物質過敏症対策に向けた要望書」を文部科学省に、香害をなくす議員の会と連絡会との連名で提出した。

(2025年8月21日 福井新聞朝刊より)



小中生1割被害訴え

人工香料などの臭いで体調不良となる「香害」の被害が小中学生にも広がっているとして「子どもの香害被害への対策を」と題した院内集会が20日、衆院第2議員会館で開かれた。主催団体は集会に合わせて記者会見し、「子どもの香害」に関する初めての全国規模の調査で児童生徒の約1割が被害を訴えた結果を公表。文部科学省に対策を求める要望書を提出した。(近藤洋平)

学校の「香害」対策を 文科省に要望書

「議員の会」「連絡会」文科省に要望書

名著教授は「香害で学習環境が損なわれる実態がうかがえる。受動喫煙対策のように(公の空間から)化学物質を排除する「ケルバリアフリ化」を推進すべきだ」と指摘した。

要望書は阿波根文部科学省相談で「学校内での香料製品使用に関するガイドライン策定(教職員・保護者)

が実現するよう求めている。香害をなくす議員の会

代表は「健康被害を受けた児童生徒健

康被災を受けた児童生徒健

種まき通信No.93

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子議会だより(最終号)

この数字は?

2.5年+20年

地方議員として働きました
ご支援ご協力に感謝いたします

いかに有利な補助金事業を探してくるか、それが職員の評価につながるとは、よく聞く話である。2003年、旧穂高町の議員に当選したばかりの頃、そんなこととは知らず「あの公園になぜ6億円もかかるのか」と担当職員にきいたら「建設費の半分は国の補助ですから」と涼しい顔だった。「3,000万円もかかる林道の舗装は不要不急、止めたらどうか」ときけば、「補助金でやっている。止めてもその分を他の予算に回せるわけではないから、やらなきゃ損だ」と言われた。

安曇野市となってからは、もっぱら「有利な借金」合併特例債である。穂高公民館・体育館を安曇野市の基幹体育館と位置付け、改修工事に14億円もかけておきながら、豊科に新総合体育館を建設したのは、合併特例債の利用期間が延長されたから。「使わにゃソン」でいいのかと、私の頭は疑問符だらけ、建設に反対したのは2015年のことだった。

職員は国が決めたことはソツなくこなすが、自治体独自の政策にはイマイチ取り組みが弱い。財源も権限も、長いこと国が握ってきた結果、行政も議会も、それをよしとしてきた背景がある。

自治体として、集めた税金を住民の幸せためにどう使うか。補助金をもらって、国が決めた通りのことをしているうちは、職員も住民も当事者意識を持ちにくく、住民のための政策には結び付きにくい。有権者・納税者である住民を巻き込んで、税金の使い方を自主的に決めていく仕組みを、どうやったら作ることができるのか。議会がもっと関心をもって取り組むべき課題だと思う。

安曇野市議会の20年を振り返ると、右の記事のように議員発議で「子どもの権利条例」を制定することができた今期4年間は、安曇野市議会にとって、大きな転換期であったと言えるでしょう。

10月12日の選挙で決まる第6期安曇野市議会には、大いに期待しています。

議会が条例をつくったのは 議会基本条例に次いで2本目
子どもの権利に関する条例 全会一致で可決成立

安曇野市議会は、子どもの権利に関する条約、日本国憲法、こども基本法の理念に基づき、安曇野市における子どもの権利の基本理念を定め、子ども、市、市民及び議会の役割を明らかにすることにより、子どもの健全な成長と幸福の実現に資する社会を目指して、子どもの権利に関する条例を議員提案で制定しました。

議会内での政策討論会、市民説明会、市教育委員会との意見交換会を経て、共通して議論されたことは、「理念条例では実効性に乏しいのではないか」、「理念だけで終わってしまわないか。」という問題でした。じつは「議員提案の限界=実効性に乏しい条例を作っても意味がない」という意見は、議会内にも極少数ですが最後まであり、全会一致で可決できるかわからない状況でした。この「議員提案の限界=実効性に乏しい条例を作っても意味がない」という批判に対し、小林じゅん子は議員として「理念条例」の意義をどう考え、議員提案条例として制定することに取り組んできたかを、お伝えしておきたいと思います。

子どもの権利条例を「理念条例」として議員提案で制定することの意義について議員提案による「子どもの権利条例」の制定は、たとえ理念条例であっても大きな意義あります。全国の自治体のうち、すでに80自治体ほどが「子どもの権利条例」や、それに類する条例を制定しているなか、安曇野市行政ではまだその検討にも至っていない現状から、議会として子どもの権利を明らかにし、市民や関係機関に対してその重要性を示すことに大きな価値があると考えました。

議員提案で制定するとすれば、政策的なことを盛り込むための予算執行権が無い議会としては、「子どもの権利条例」は理念条例に留まるしかないのか思案しました

が、理念条例であっても、それが議会によって制定されることで、市行政の方向性を示すことができますし、将来的に予算措置が必要になった際の根拠・基盤となるはずです。

実効性を持たせるためのギリギリの条項として、「子どもの権利の日」という日付の設定まで入れ込んでいるのがポイントで、行政に対して一定の責任を持たせ、政策的な動きを促す効果を期待しています。そして何より、自治体の指針としての活用、行政が政策を立案する際に、理念条例に則って方向性を定めることになります。条例があることで、市行政は、子どもの権利に関する施策を優先しやすくなる(優先する努力義務が生じる)でしょう。

そして、市民や子どもの支援をしている市民団体や教育機関が、条例を根拠にして子どもの権利を浸透させる活動を展開しやすくなります。議会や行政への働きかけの材料、将来的に具体的な政策を進める際に、「すでに理念条例が存在する」ということが、行政や議会を動かす根拠となります。

より実効性のある条例を安曇野市行政に作ってもらおうとすれば、それは何年後になるか、今のところ見通しは立ちません。

2年間をかけて議会が作り上げてきた「子ども基本条例」は理念条例として価値あるもので、安曇野市行政に実効性のある政策実現を促すためにも必要な条例だと考えています。

多様性を尊重し合う共生社会づくりを目指し、
排他主義や排外主義を許さない決議をあげました

～賛成16：反対2 全会一致での決議には至らず残念～

先の参議院選挙において、外国人を誹謗、差別する「排他主義」が広がり、共生社会づくりに逆行する風潮が懸念される状況となっています。この安曇野市でも、1,600人余の外国人市民が地域で共に生活し、様々な分野で働き、日本人と同様に税金を納め、市政を支えています。

安曇野市議会は、多文化共生のまちづくりを、市民のみなさんと共に推し進め、排他主義や排外主義を許さず、多文化共生社会実現のために全力で取り組んでいきます。

